

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年2月15日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
乾式電子複写機複写サービス（単価契約）
- (2) 契約内容
乾式電子複写機1台に係る複写サービスの単価契約
予定数量17,000枚（契約期間における1台の1か月当たり複写見込枚数）
なお、入札金額には、複写機を正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写に必要なすべての消耗品（コピー用紙及びビステープル針を除く）の費用を含むものとする。
- (3) 乾式電子複写機の仕様
別紙「乾式電子複写機仕様書」のとおり
- (4) 契約期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
- (5) 設置場所
愛媛地方税滞納整理機構（松山市大手町一丁目7番地3 松山大手町ビル2階）
- (6) 入札方法
入札金額は、1枚当たりの単価（消費税抜きで小数点以下第2位まで記入）で行う。
- (7) 契約金額と支払金額
落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行う。
- (8) その他
乾式電子複写機仕様書に記載した複写見込枚数及び予定数量は、直近の1年間の実績から平均を算出した見込値であり、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。
なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

- (1) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から令和3年2月22日（月）午前11時00分までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、上記3の（1）の場所において入札説明書を交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

- (1) 日 時 令和3年2月26日（金）午後1時30分
- (2) 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。
開 札 即時開札とする。
- (3) 入札無効に関する事項
競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに

該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(4) その他

①入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

②入札保証金
免除する。

③入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和3年2月22日（月）午前11時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

④落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

本件賃貸借業務は、令和3年度予算を審議する愛媛地方税滞納整理機構議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「乾式電子複写機複写サービス（単価契約）」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月15日（月）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

(2) 契約内容

別添契約書（案）及び乾式電子複写機仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（令和18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

①「競争入札参加資格審査申請書」様式第34号（第53条関係）

②「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。

(4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

(1) 提出書類

① 「業務実績表」（様式2）

② 「誓約書」（様式3）

③ 保守体制表（任意の様式で可。ただし、A4用紙1枚以内に具体的に記載すること。）

(2) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

(3) 審査結果の通知 書類提出後、令和3年2月25日午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。
- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであるこ

とが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年2月26日(金) 午後1時30分
イ 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。

ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、

② 入札金額は、1枚当たりの単価(消費税抜きで小数点以下第2位まで記入)を見積もるものとする。

代金の支払いは、当該金額に利用枚数を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うので、入札者又は代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

1.1 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機構の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。

乾式電子複写機仕様書

○ 台数 1台

- | | |
|---|----------|
| 1 A4 横スピード | 45 枚以上/分 |
| 2 自動両面機能 | 要 |
| 3 給紙トレイ | 4 段以上 |
| 4 最大コピーサイズ | A3 |
| 5 両面同時読み取り自動原稿送り装置 | 要 |
| 6 フィニッシャー
(ソート、ステープル、排紙総量 3,000 枚以上) | 要 |
| 7 プリンター機能 | 要 |
| ・ネットワーク対応 | 要 |
| 8 カラースキャナー機能 | 要 |
| ・ネットワーク対応 | 要 |
| 9 メモリ (オプション対応可) | 3GB 以上 |
| 10 設置スペースに設置可能であること | |
| 11 新品であること | |
| 12 設置場所等 | |

設置場所	現行機種	契約期間	1ヶ月当たり 複写見込枚数
松山市大手町一丁目 7 番地 3 愛媛地方税滞納整理機構	キヤノン imageRUNNER ADVANCE4245	3.4.1～8.3.31	17,000 枚

複写見込枚数は、平成 28 年度～令和元年度（4 年間）の平均

- ※ 1 設置に当たりコンセントの形状等を改修する必要がある場合は、落札者の経費負担により対応すること。
- 2 設置に当たっては、プリンター機能、スキャナー機能が利用できる状態に設定を行うこと。
- 3 フィニッシャー使用時、1 枚目の出力時間が、概ね 10 秒以下の機種を選定すること。

単 価 契 約 書

- 1 契約品名 乾式電子複写機複写サービス（1枚あたり）
- 2 契約単価 金_____円（消費税及び地方消費税を含まず。）
- 3 設置場所 別記のとおり
- 4 設置機種 別記のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記について愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条件により乾式電子複写機（以下「複写機」という。）の複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供して、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等（コピー用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間及び更新）

- 第2条 契約期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3の規定に基づく長期継続契約によるものとする。
- 2 本契約期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、期間満了日の翌日から起算して更に1年間、本契約は契約期間満了時の条件と同一の条件で更新されるものとする。その後の契約期間満了についても同様とする。

（複写サービス料の請求及び支払い）

- 第3条 乙は、毎月末日において甲の指定する者の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。
- 2 乙は、毎月10日までに、甲に対して前月分の複写サービス料を請求するものとし、その請求金額は、前条に規定する契約単価に複写枚数を乗じた金額（円未満切り捨て）に消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切り捨て）とする。
- 3 甲は、請求書を受領した日から30日以内に、前項の複写サービス料を口座振替により支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 乙は、甲が前条第2項の期間内に支払をしなかったときは、支払期日の翌日から起算して遅延日数1日につき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合で計算した遅延利息を甲に請求することができるものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、または遅延利息の金額の100円未満の端数については、切り捨てるものとする。
- 3 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数には算入しないものとする。

(複写機の保守)

- 第5条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。
- 2 複写機が故障したときは、乙は直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
 - 3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、止むを得ない事情により時間外に作業を実施したときは、乙は甲に対して所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

- 第6条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属する。
- 2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷し、又は複写機の現状を変更し、若しくは消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

- 第7条 甲は、所定の設置場所を変更するときは、予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

- 第8条 前条により、既設機種を別の場所に移動するときに要する経費は、甲の負担とする。

(設置機種の変更)

- 第9条 乙は、複写機の設置時において、止むを得ない事情により設置機種を変更する場合は、予め甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

- 第10条 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付するものとする。

(契約不適合責任)

- 第11条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(契約期間内の解約)

- 第12条 第2条に定める契約期間内に、甲又は乙が正当な事由により解約を希望するときは、3ヶ月前にそれぞれ相手方に書面により通知しなければならない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲が故意又は過失により複写機に損害を与えたときは、甲にその賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密保持義務)

第16条 乙は、保守の実施に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

2 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第18条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙は協議して書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(紛争の解決)

第19条 本契約に関して紛争が生じ、甲乙の協議によっても解決できなかったときは、松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第20条 本契約に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

(特約事項)

第21条 第2条の規定にかかわらず、甲は、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年 月 日

甲	住所	愛媛県松山市大手町一丁目7番地3
	氏名	愛媛地方税滞納整理機構
	管理者	野志克仁
乙	住所	
	氏名	

(別 紙)

設置場所及び設置機種

設置場所		設置機種
住 所	団 体 名	
松山市大手町一丁目7番 地3 松山大手町ビル2階	愛媛地方税滞納整理機構	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛地方税滞納整理機構個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために愛媛地方税滞納整理機構から提供された個人情報が記録された資料等を、愛媛地方税滞納整理機構の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ愛媛地方税滞納整理機構の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、愛媛地方税滞納整理機構が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が愛媛地方税滞納整理機構の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため愛媛地方税滞納整理機構から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに愛媛地方税滞納整理機構に返還するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、愛媛地方税滞納整理機構が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに愛媛地方税滞納整理機構に報告し、愛媛地方税滞納整理機構の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により愛媛地方税滞納整理機構又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 愛媛地方税滞納整理機構は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。